



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

News Release 報道関係者各位

2018年6月13日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

健全な法治国家のために声をあげる市民の会は、学校法人森友学園に対する国有地売買において、大阪地検特捜部の「ひとまとめの不起訴」処分を不服として、大阪検察審査会に申立てをいたしました。

「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」（代表：八木啓代）は、昨年5月14日、森友学園を購入者とする国有地の売却に関しての大量の交渉記録が廃棄されていたとされたことを受け、佐川宣寿理財局長ら7名を公用文書等毀棄罪（刑法第258条）で告発する告発状を提出し、さらに、その後、近畿財務局及び財務省が、面談や交渉の決裁書類14点について300箇所もの改ざんを行い、それを国会や会計検査院などに提出していた事実が判明したことを受け、本年4月9日有印公文書作成罪(刑法第156条)及び同行使罪(同法第158条)、公用文書等毀棄罪(刑法第258条)での刑事告発を行いました。

しかしながら、これらのいずれもが、他の団体や個人が行った背任などの罪での刑事告発と同時に、5月31日に不起訴処分になったことにつきまして、まともな捜査及び法解釈が行われていないことを不服とし、検察審査会に申立てを行いました。

<申立ての経緯>

昨年6月、豊中市の8770平米の国有地が、学校法人森友学園に売却された際、鑑定評価額9億5600万円の土地に、ゴミの撤去費用として大幅な値引きがなされていました。しかし、この売却価格は当初公表されず、しかも、8億1900万円分に相当するとされたゴミの撤去の事実自体が客観的に確認されなかったことから、この売却に何らかの不透明な政治的圧力、もしくは、官側においての不正行為があったのではないかと疑惑が持ち上がっているのは周知の事実です。しかし、財務省は、交渉記録文書は、財務省の内規により事案終了後ただちに廃棄したと主張し、そのために、国民の財産である国有地の売却に関する経緯の詳細が検証できない事態を招いています。

しかも、本年3月12日、決裁文書14点、300箇所及ぶ文書の改ざんまでもが行われており、しかも、それらの改ざん書類が国会や会計検査院に提出されていたという前代未聞の事態が明らかになりました。

公文書とは、行政手続の公正と国民の行政監視を保障するべく、民主主義・法治主義国家を標榜するためには、適正に保管・管理され、必要に応じて開示され、検証されなくてはならないものです。しかしながら、本件においては、その公文書が、大量に意図的に廃棄されただけではなく、改ざんされ、行使されることによって、公文書というものの信頼性そのものを根本的に失わせた重大な事案です。

検察は「財務省の規定によって応接記録は廃棄しても良いものであった」、あるいは、「多少の書き換えがあったとしても、文書そのものの本質的な意味を損なう虚偽



健全な法治国家のために
声をあげる市民の会

内容でなければ改ざんには当たらない」といった論理で不起訴にしたようですが、しかしながら、法的効力を何ら持たない単なる内規にすぎない「細則」を根拠に本件文書の保存期間を1年未満とし、事案が終了していないにもかかわらず文書を廃棄するというようなことは、公文書管理法の趣旨を潜脱した違法・不当な解釈といえるものです。さらに、本改ざんは、「文書の意味を損なうものでない軽微な変更」などではありえず、その改ざんの内容は、過去の判例からも、虚偽有印公文書作成及び行使罪ならびに公用文書等毀棄罪が成立することは明白です。

財務省ならびに検察のこのような強引な詭弁と、それによって黒を白としてうやむやにしようとする姿勢は、健全な法治国家として、民主国家として、看過しがたい事態であることは明らかであり、さらにこのような事態に、多くの国民が納得しがたいと怒りを発していることを踏まえまして、当会告発人一同は、本日、申立てを行った次第です。

なお、本申立は、上記のような事情により、「健全な法治国家のために声をあげる市民の会」の方針に基づき、告発に参加した会員を申立人として行われたものです。問い合わせ等は、代表の八木もしくは、広報担当になされることを要望します。

<健全な法治国家のために声を上げる市民の会について>

当市民の会は、学者・研究者、弁護士、会計士、作家、芸術家、会社員など様々な職業・背景を持つ個人（市民）が、ネット上の議論や呼びかけに応じて組織されました。政党などに帰属した従来型の「市民団体」とは一線を画し、本市民の会が掲げる活動テーマに賛同した人々が、共に参加する形で運動を展開するアジェンダ型の市民組織です。これまで、当会では、村木厚子さんの冤罪事件で証拠の改竄をおこなった前田恒彦元検事を「特別公務員職権濫用罪」での告発、陸山会事件において虚偽の報告書を作成した田代政弘元検事を「虚偽有印公文書作成及び行使」「偽証」等で告発するなど、健全な法治国家を実現するための活動を展開しています。また、明治大学大学院とのコラボレーションでシンポジウム「検察、世論、冤罪」を5回にわたり開催し、社会的な提言活動も行ってきました。

代表：八木啓代（やぎ・のぶよ）

ホームページ：<http://shiminnokai.net/>

E-Mail: shiminnokai21@gmail.com

<添付書類>

- ・ 本ニュースリリース
- ・ 申立書（公用文書等毀棄）
- ・ 申立書（虚偽有印公文書作成及び行使・公用文書等毀棄）

以上